

いちき串木野市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

**第1条** このガイドラインは、市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、いちき串木野市ホームページ広告掲載取扱要領（平成19年いちき串木野市告示第66号）に定めるもののほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するための広告表現について、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

**第2条** 次に掲げる表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをし、不快感を与え、又は誤解を与えるおそれがあるため、使用禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(アニメーションG I F)

**第3条** アニメーションG I Fを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは、使用禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

**第4条** 次に掲げる表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、使用禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

**第5条** 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しな

ればならない。

(解像度)

**第6条** 文字やイラスト等の解像度については適正に処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

**附 則**

このガイドラインは、平成19年5月1日から施行する。